

高知県雇用対策協定

高知県と厚生労働省高知労働局（以下「高知労働局」という。）は、高知県が県勢の浮揚を図り、将来に希望の持てる県づくりに向けて、「産業振興計画の推進」、「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」、「日本一の健康長寿県づくり」などにより働く場の確保、創出に取り組んでいることを踏まえ、本協定を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、高知県と高知労働局がそれぞれの強みを発揮し相互に連携して、地域における求職者の就職等雇用施策を効果的・一体的に実施することによって、経済の活性化と県民のくらしの向上を目指すことを目的として、締結する。

（事業内容等）

第2条 高知県及び高知労働局は、前条の目的を達成するため、連携して取り組む項目及び数値目標については、別途事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画に係る事項は、高知県及び高知労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

（要請等）

第3条 高知県知事及び高知労働局長は、それぞれが取り組む施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができるものとする。

2 高知県知事及び高知労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、高知県及び高知労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、高知県及び高知労働局が協議して定めるものとする。

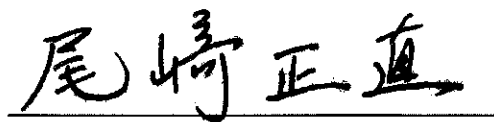
附則

1 この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、高知県知事及び高知労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 7月 1日

高知県知事



高知労働局長

